〇年〇月〇日

発注者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者名

電子マニフェスト再開の報告書

　産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第３条に規定する事象が解消されたため、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第５条の規定により次のとおり電子マニフェストの使用再開について報告します。

１　解消された事象（該当項目に✓）

□ ① 電気通信回線の故障（故障内容　　　　　　　　　　）

□ ② 天災などやむを得ない事由（　　　　　　　　　　　）

□ ③ 設計上発生することが想定されていない産業廃棄物（　　　　　　　　）が

　　　発生し、かつ紙マニフェストを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない。

２　対象となる産業廃棄物の種類（　　　　　　　　　　　　　　）

３．電子マニフェスト使用再開日（　年　月　日）

４　紙マニフェストを交付した排出量と集計書（　　　　　　　　　　　）

５　紙マニフェストを交付した期間（　年　月　日　～　　年　月　日）

６　交付した紙マニフェスト番号（　　　　　　　　　　　）